

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(選考の時期)</p> <p>第2条 国立大学法人東京農工大学 <u>学長選考会議</u> (以下「選考会議」という。)は、次の各号の一に該当する場合に候補者の選考を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(選考の時期)</p> <p>第2条 国立大学法人東京農工大学 <u>学長選考・監察会議</u> (以下「選考会議」という。)は、次の各号の一に該当する場合に候補者の選考を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>国立大学法人法の改正に伴う改正</p>

附 則 (令和4年4月1日選規程第25号)
 この規程は、令和4年4月1日から施行する。